

栃尾地域交流拠点施設「トチオーレ」の施設説明会 次第

と き 令和4年1月11日(火)

①午後3時から ②午後7時から

ところ 栃尾産業交流センター てまりホール

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

(1) 施設説明について (資料1)

・飲食できない場所 大ホール (可動席を設置した場合)、音楽スタジオ

(2) 栃尾地域のコミュニティ活動団体の登録申請について (資料2)

(3) 使用申込みについて

・使用する日の3か月前 (営利を目的とする場合は2か月前) の日の属する月の最初の開館日の午前9時から電話で先着順

・一般貸出しは5月10日(火)から

・使用時間には、準備・片づけの時間も含んでください

◎一般貸出しできないとき

・長岡市が主催・共催する事業を行うとき (健康診断、とちお祭など)

・公職選挙法の投票所、災害時の避難所を開設したとき

・社会福祉協議会栃尾支所が食事サービスのため、キッチンスタジオ、コミュニティルームを使用するとき (毎週木曜日午後3時まで)

◎5月の申込み手順 (資料3)

(4) 令和4年度 大型イベント等使用計画調査について (資料4)

4 その他

(1) オープニングイベントへの参加について

日時 5月1日(日)から5月8日(日)まで

会場 トチオーレ全館、中央公園

※参加を希望する団体は、ご連絡ください

(2) 公共予約システムへの団体登録について (資料5)

栃尾地域交流拠点施設「トチオーレ」は事前に団体の情報等を長岡市公共予約システムに登録いただくことで、インターネットで使用申込みができるようになります。また、電話や窓口での使用申込み時にも団体名・利用者IDを記載いただければ受付可能となります。

(登録いただいていない団体は、団体名・住所・代表者等の情報を毎回記載いただく必要があります。)

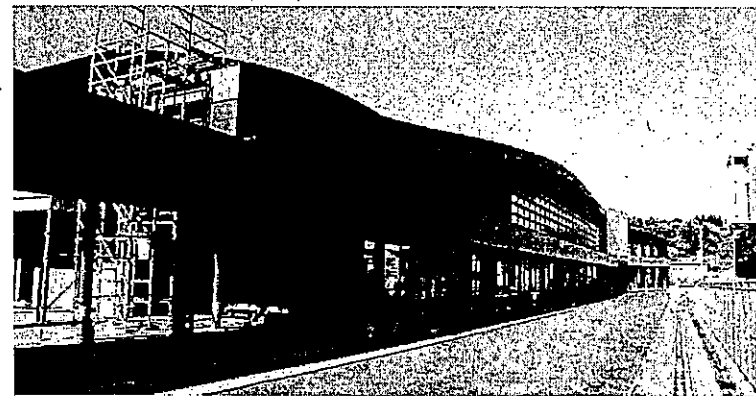
5 閉 会

とちお 支所からのお知らせ

No.186

特別号

発行/編集 栃尾支所地域振興課 〒940-0298 長岡市金町2丁目1番5号 電話:0258-52-5815 FAX:0258-52-3990
E-mail: tochi@city.nagaoka.lg.jp URL: https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/tochio/



施設名称 長岡市栃尾地域交流拠点施設
(愛称「トチオーレ」)
所在地 長岡市中央公園1番67号
休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～翌年の1月3日)
開館時間 火曜日～土曜日 午前9時～午後9時30分
 日曜日・祝日 午前9時～午後7時
駐車場 154台(うち身障者用4台)
使用料金 下表をご覧ください。
使用料の減免 営利を目的としない市民活動団体、社会教育関係団体、栃尾地域のコミュニティ活動団体は減免
 ※現在の栃尾文化センター、栃尾

栃尾地域交流拠点施設トチオーレ
令和4年5月1日オープン
 長岡市議会12月定例会で栃尾地域交流拠点施設条例が可決され、開館時間、休館日、使用料等が決まりましたので、お知らせします。
 5月1日(日)にオープニングセレモニーを行い、5月8日(日)までオープニングイベントを実施します。
 一般貸出しは5月10日(火)からです。5月の使用申込みは2月1日(火)午前9時から電話で受け付けます。皆さまの利用をお待ちしています。

市民会館、とちおコミュニティセンターと同様の取扱いです。

使用申込み
 一般 使用する日の3か月前(営利を目的とする場合は2か月前)の日の属する月の最初の開館日の午前9時から電話で先着順(例)5月に使用する場合は、2月1日から申込受付開始

説明会を開催します

とき 令和4年1月11日(火)
 ①午後3時②午後7時
 ①②ともに同じ内容です。
 ところ 栃尾産業交流センター(「てまりホール」)
 内容 施設の設備等の説明、申込み方法など
 ※事前申し込みは不要です。1団体2名までとしますので、ご協力ください。
 問合せ 栃尾支所地域振興課 ☎52-5815

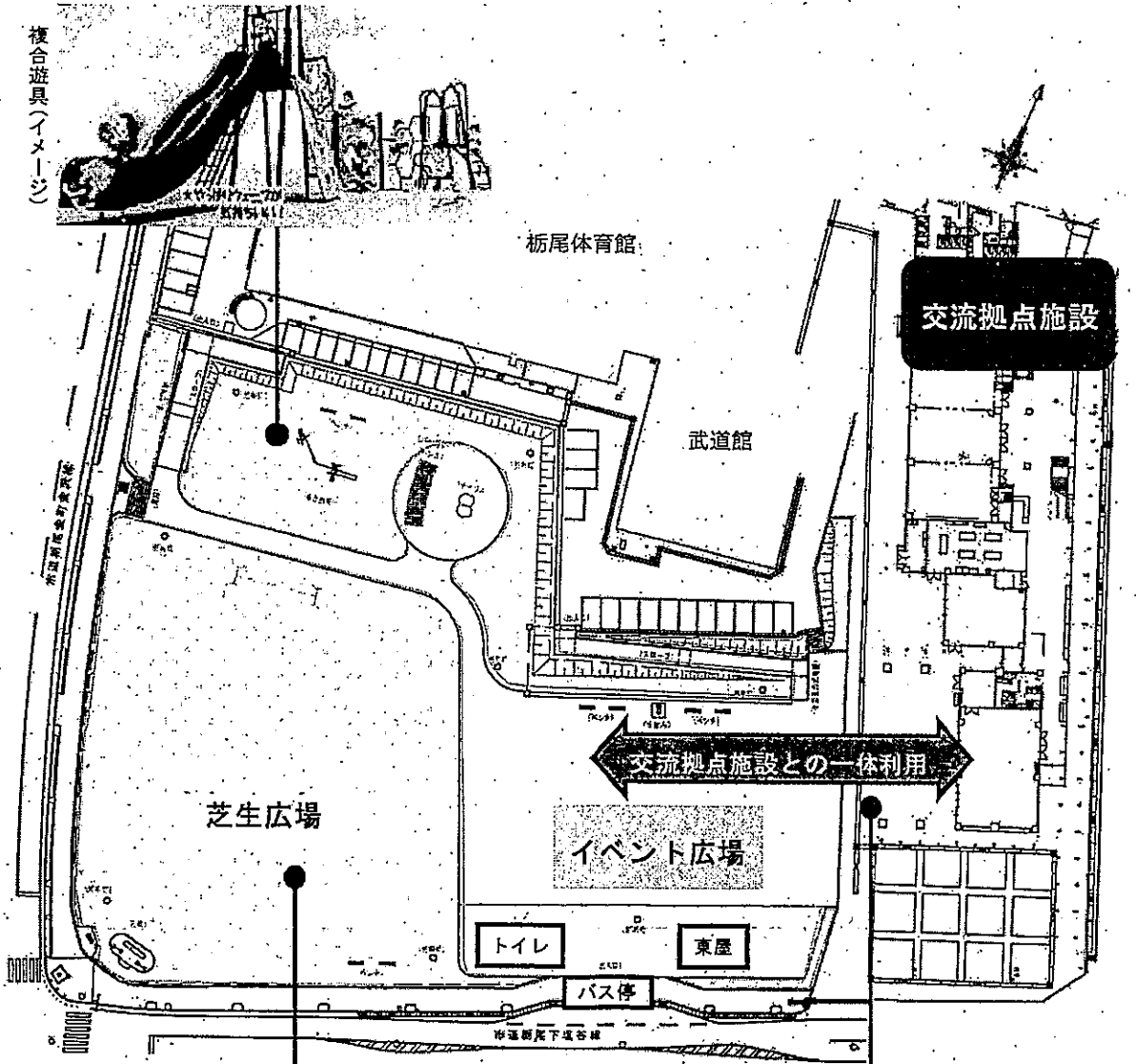
使用料金 (単位:円)

施設	使用料(1時間あたり)	
	一般	営利目的
大ホール	2,100	6,300
小ホール	全面	1,000
	1/2面	500
会議室	全室	1,500
	2/3室	1,000
	1/3室	500
交流ルーム	1,000	3,000
コミュニティルーム	600	1,800
キッチンスタジオ	700	2,100
音楽スタジオ	200	600
和室A	400	1,200
和室B	全室	800
	1/2室	400

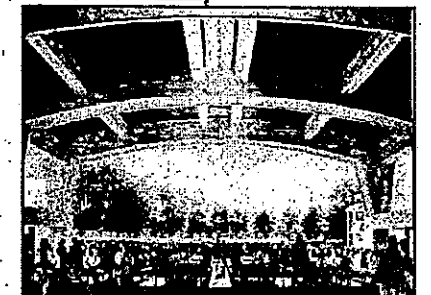
※冷暖房・付属設備は使用料に含む
 ※ホワイトエ、ストリートラウンジ、屋根付き広場、交流広場は、専用面積1㎡につき1日当たり100円(一般・営利目的いずれも専用する場合)

中央公園リニューアル完成イメージ

栃尾地域交流拠点施設の整備に伴い、拠点施設と一体利用できる公園にリニューアルしています。
 新しい公園は、多目的な活用を想定したフラットで明るく、多世代が交流できる憩いの場を創出するものです。
 問合せ 栃尾支所農林・建設課 ☎52-5825



芝生広場(イメージ)



交流拠点施設からのビュー(イメージ)

栃尾地域交流拠点施設「トチオーレ」施設紹介

大ホール

収容人数 可動席 220人+イス 100人
 (ホワイエ1との組み合わせにより500人まで対応可能)
 面積 大ホール 340㎡ ホワイエ1 94㎡ 床材 フローリング
 設備 大ホール:音響照明設備、看板、演台、仮設ステージ(9.6m×3.6m)、音響反射板7台、据付プロジェクター、300インチ電動スクリーン、グランドピアノ ホワイエ:展示パネル20枚

音楽スタジオ

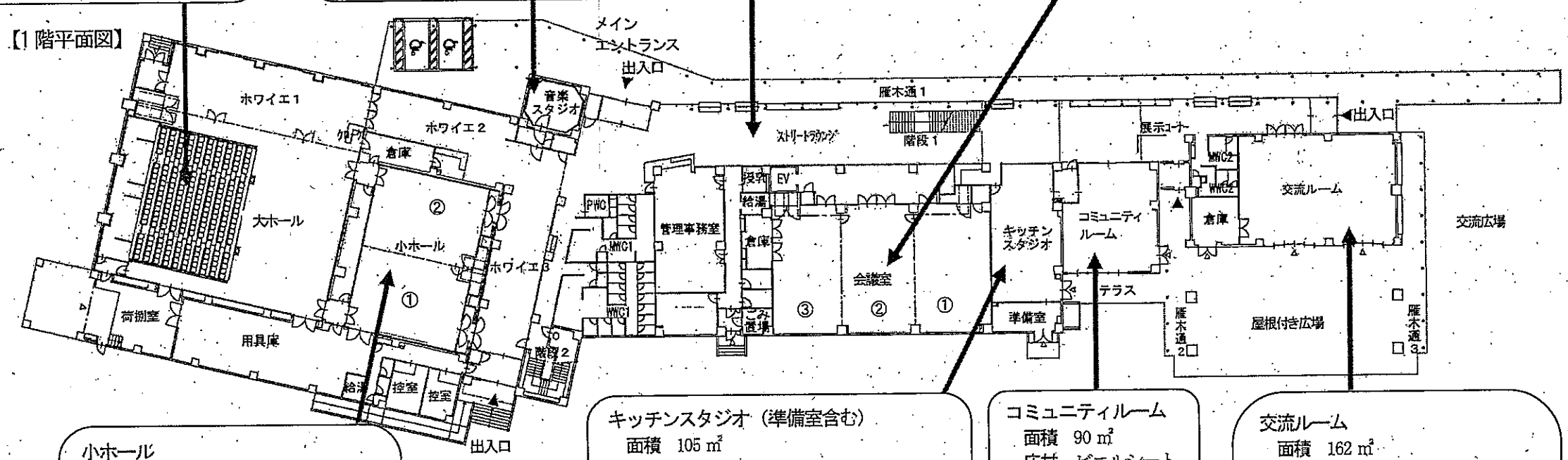
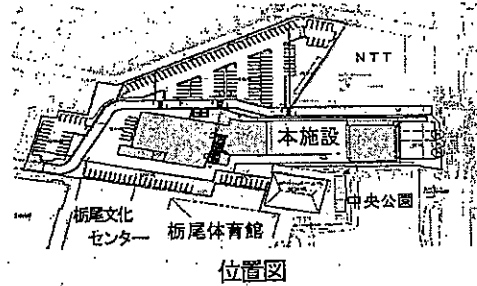
面積 28㎡
 床材 タイルカーペット
 設備 イス5、音響設備、アップライトピアノ、ドラムセット、ギターアンプ、ベースアンプ

ストリートラウンジ

テーブルとイスを設置します。
 談話や学習、バス待ちなどにご利用ください。
 「トチオーレ」は、全館無料Wi-Fiを利用することができます。

会議室

可動壁により3室に分割可能
 面積 258㎡ (2/3室 172㎡、1/3室 86㎡)
 床材 タイルカーペット
 設備 机40、イス120
 ①:音響設備、看板、演台、据付プロジェクター、150インチ電動スクリーン



小ホール

可動壁により2室に分割可能
 面積 176㎡ (1/2室 88㎡)
 床材 フローリング
 設備 机26、イス78
 ①:音響設備、看板、演台
 ②:壁面鏡

キッチンスタジオ (準備室含む)

面積 105㎡
 床材 ビニルシート
 設備 調理台5台 (講師用1台含む)、イス20、炊飯器、冷凍冷蔵庫、スープレンジ、オープンレンジ、電子レンジ

コミュニティルーム

面積 90㎡
 床材 ビニルシート
 設備 机5、イス30

交流ルーム

面積 162㎡
 床材 ビニルタイル
 設備 机30、イス90、音響設備
 屋根付き広場
 面積 196㎡
 設備 机50、イス150、音響設備、200インチ大型ビジョン
 ※交流ルームと屋根付き広場(屋外)は、ガラス戸を開けることで一体利用することができます。

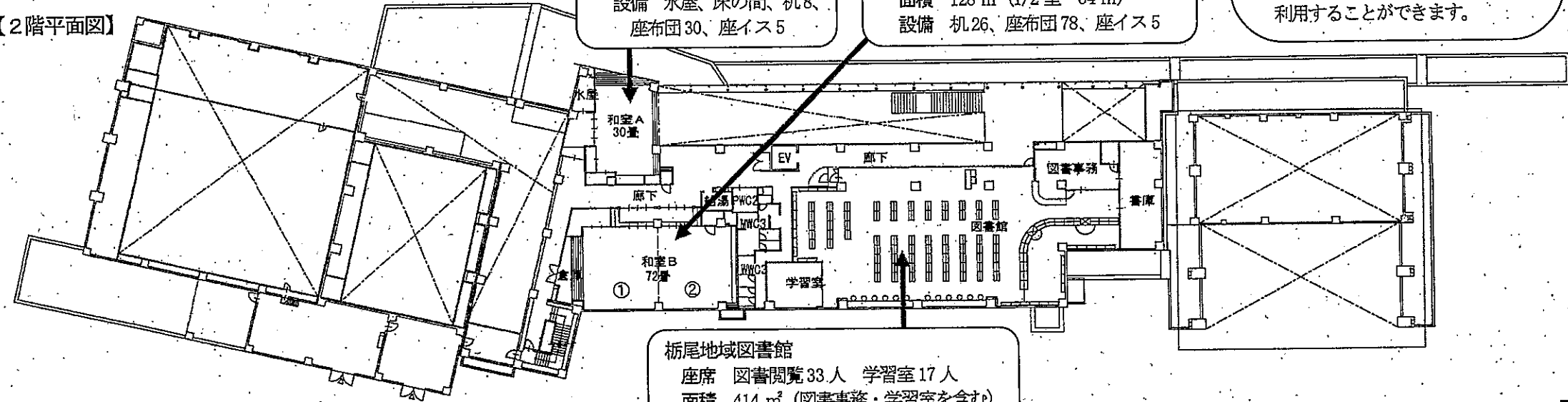
和室A

面積 63㎡
 設備 水屋、床の間、机8、座布団30、座イス5

和室B

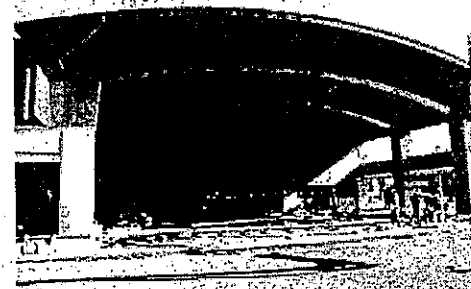
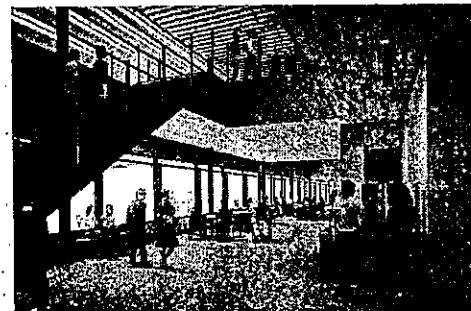
襖により2室に分割可能
 面積 128㎡ (1/2室 64㎡)
 設備 机26、座布団78、座イス5

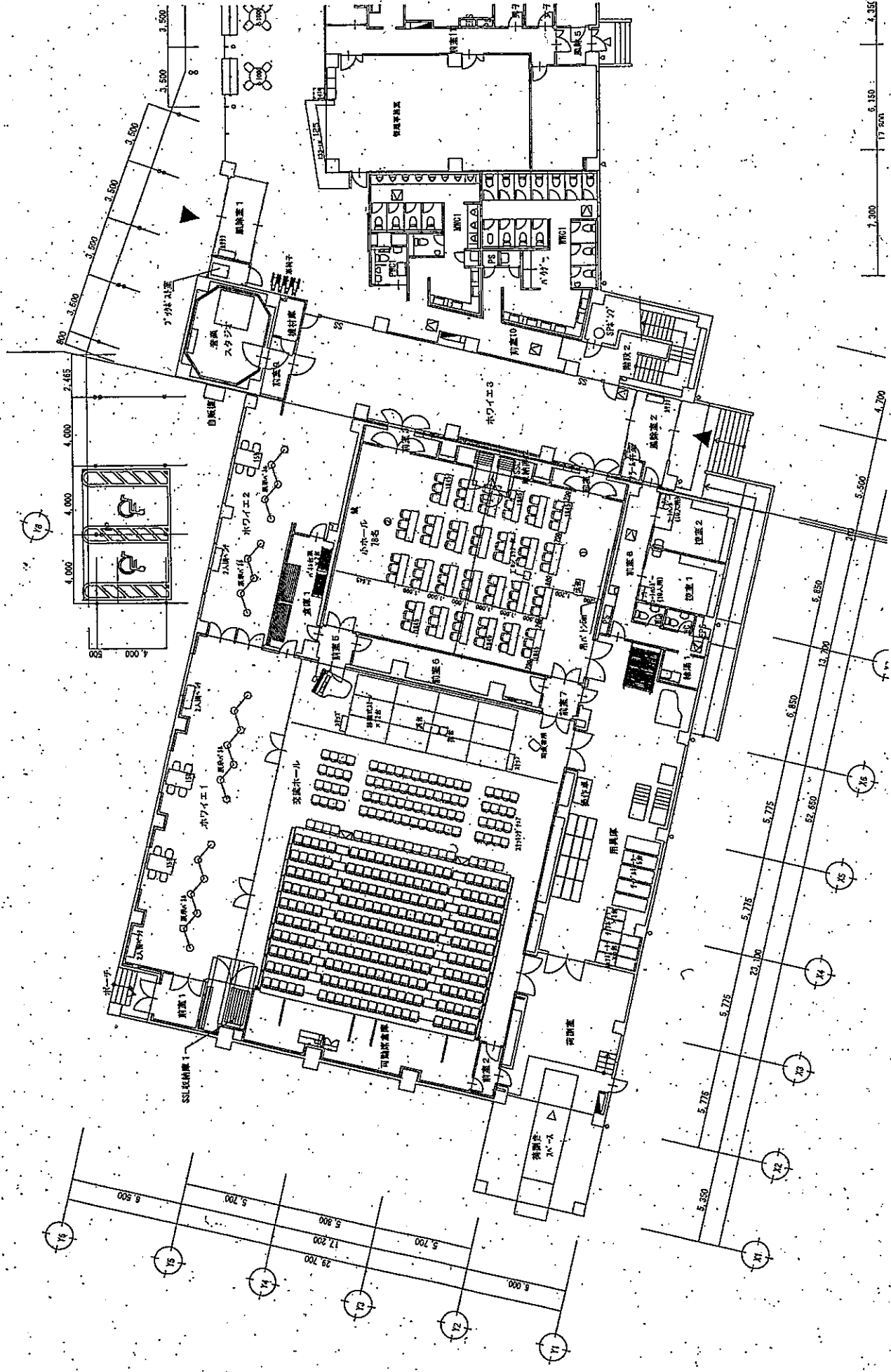
【2階平面図】



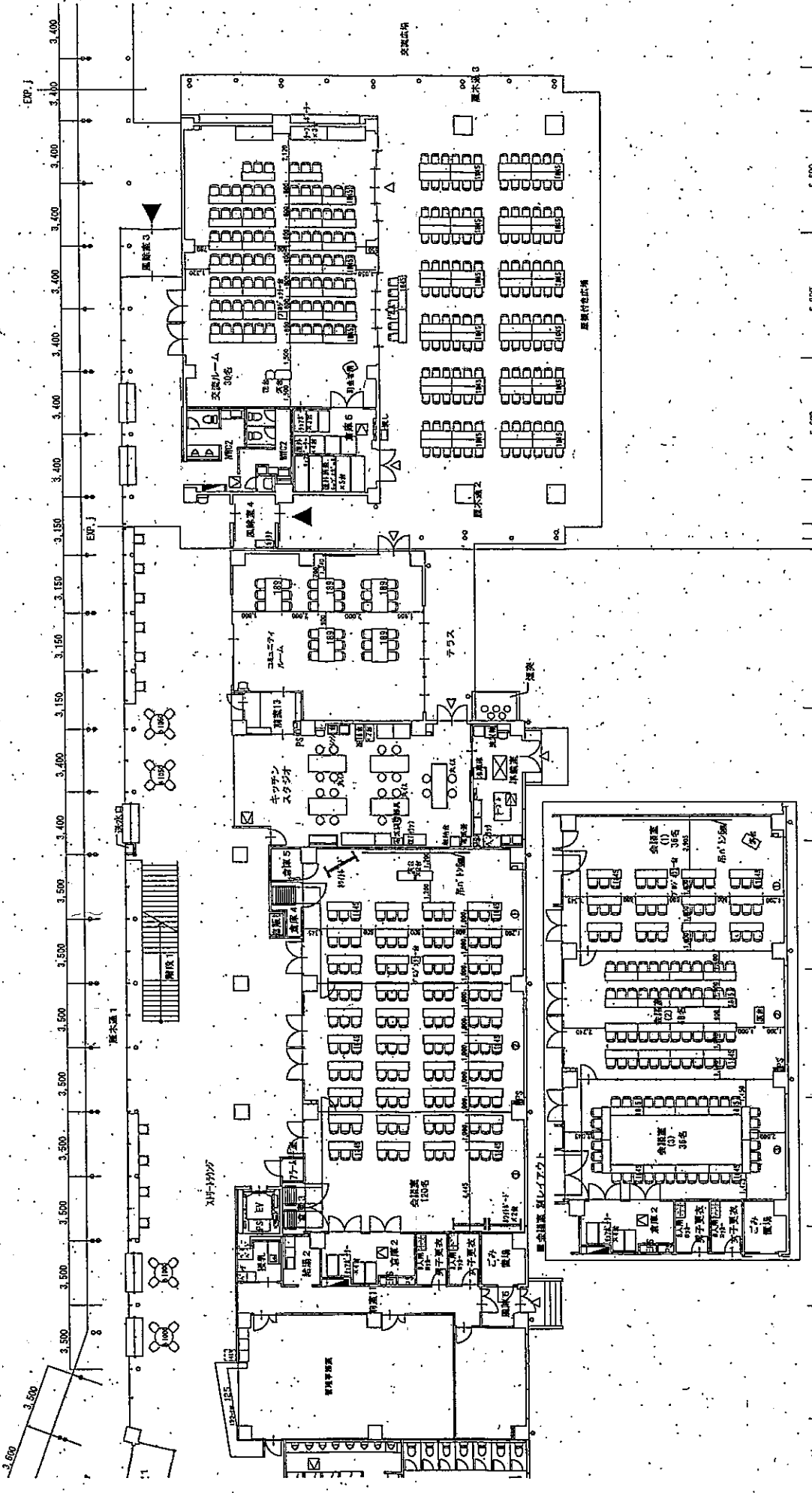
栃尾地域図書館

座席 図書閲覧33人 学習室17人
 面積 414㎡ (図書事務・学習室を含む)
 蔵書 約48,000冊

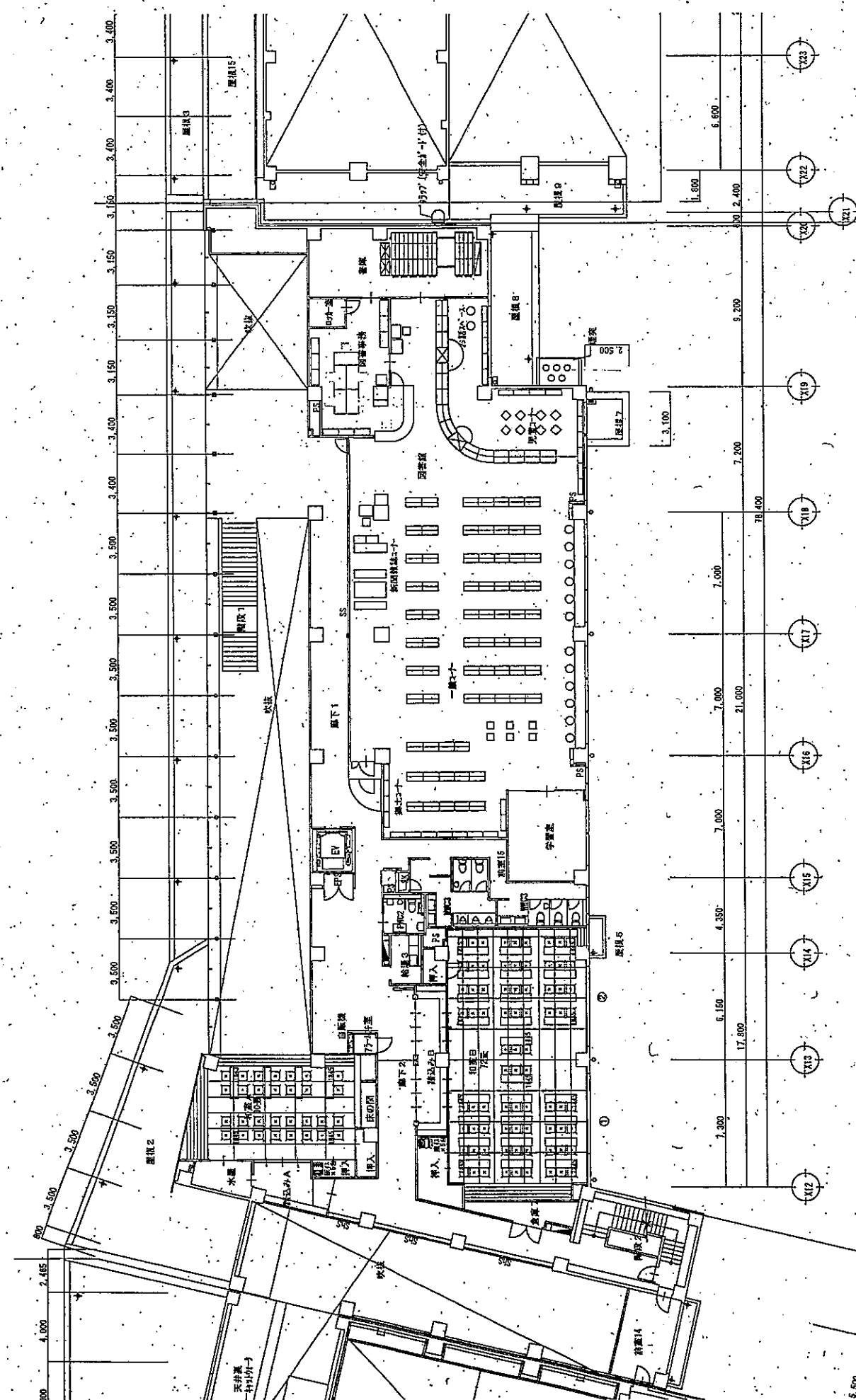




KOKUYO Always Innovating for your business http://www.kokuyo.co.jp/		REVISIONS 2021.05.25 2021.12.10 2021.06.11 2021.08.11	DATE 2020.10.20 CHECKED BY: ** DRAWN BY: AT	FILE No. NA21-Q14 TITLE 栃尾地域交流拠点施設 設 1階 家具配置図	SCALE: 1/200 Sheet No. 1 SIZE: A3
---	--	--	---	---	---



KOKUYO Always Innovating for your business http://www.kokuyo.co.jp/		REVISIONS 2021.02.25 2021.06.11 2021.03.09 2021.08.11 2021.05.25 2021.12.10	DATE 2020.10.20 CHECKED BY: ** DRAWN BY: AT	FILE No. NA21-Q14 TITLE 栃尾地域交流拠点施設 設 1階 家具配置図	SCALE: 1/200 Sheet No. 2 SIZE: A3
---	--	--	---	---	---



REVISIONS		DATE	2020.10.20	TITLE	奈良地域交流拠点施設 設	FILE No.	NA21-014
	2021.06.11	CHECKED BY:	**			SCALE:	1/700
		DRAWN BY:	AT			SIZE:	A3
					2階 家具配置図	Sheet No. 3	

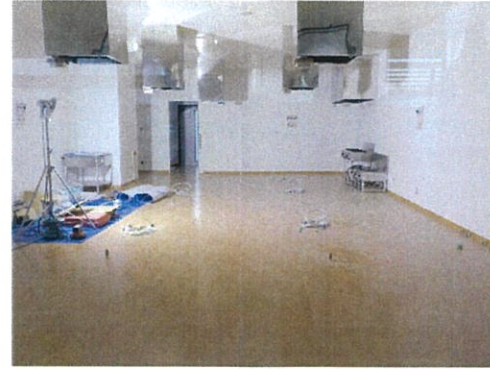
栃尾地域交流拠点施設「トキオーレ」施設紹介(写真)



1 大ホール



4 音楽スタジオ



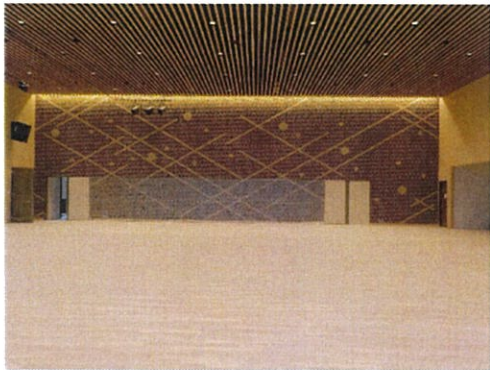
8 キッチンスタジオ



9 コミュニティルーム



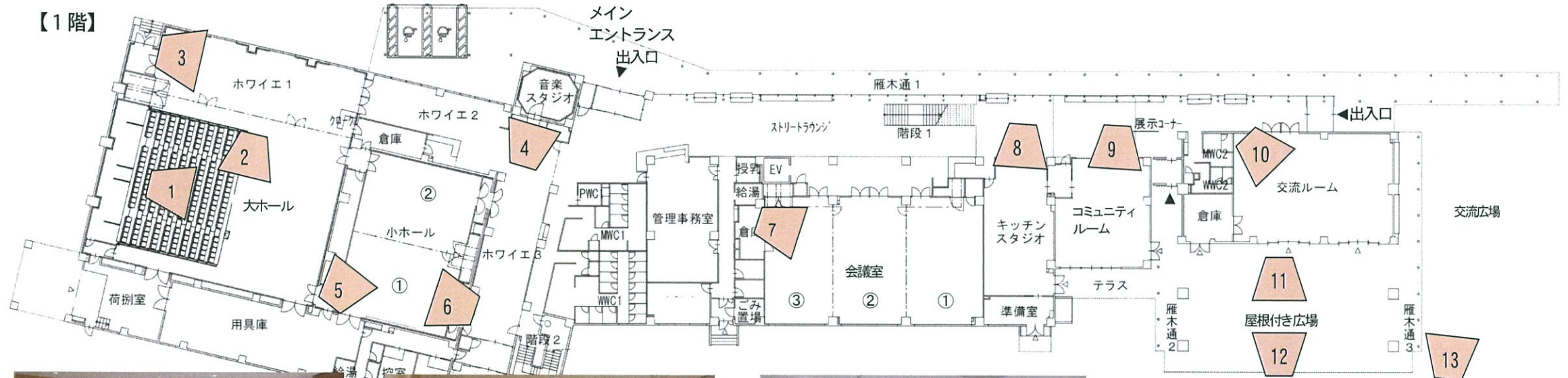
10 交流ルーム



2 大ホール 組子壁



3 ホワイエ1



5 小ホール1・2 (鏡壁)



6 小ホール1



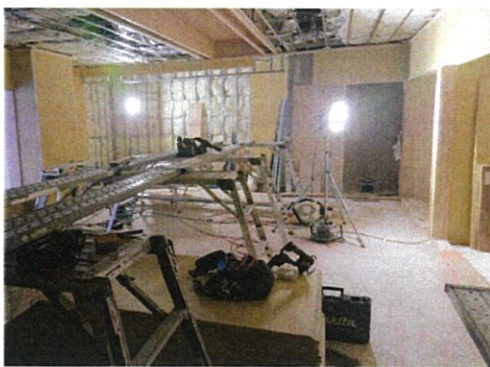
7 会議室1・2・3



11・12 屋根付き広場
▲ 中央公園を望む眺望
▼ 200インチ大型ビジョン



13 交流広場

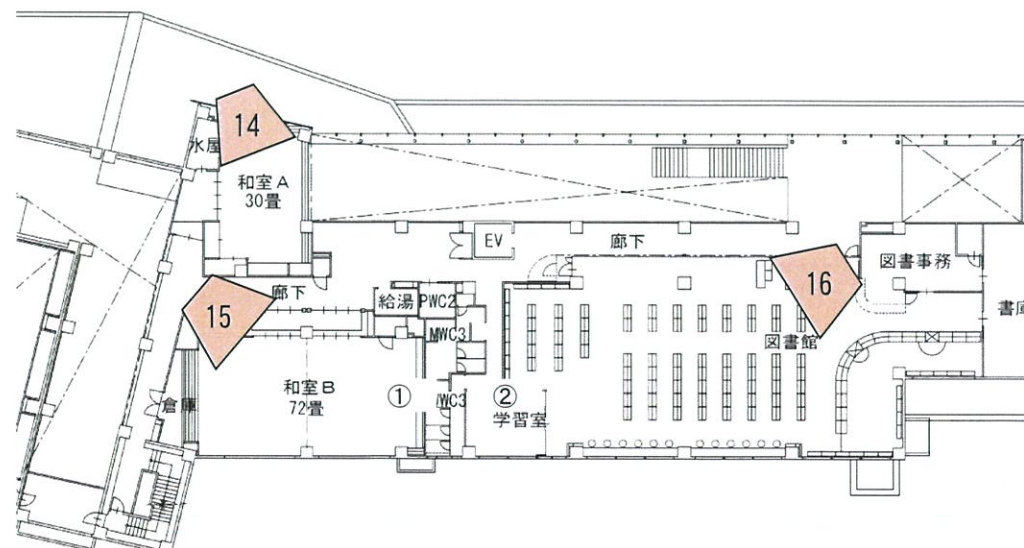


14 和室A



15 和室B 1・2

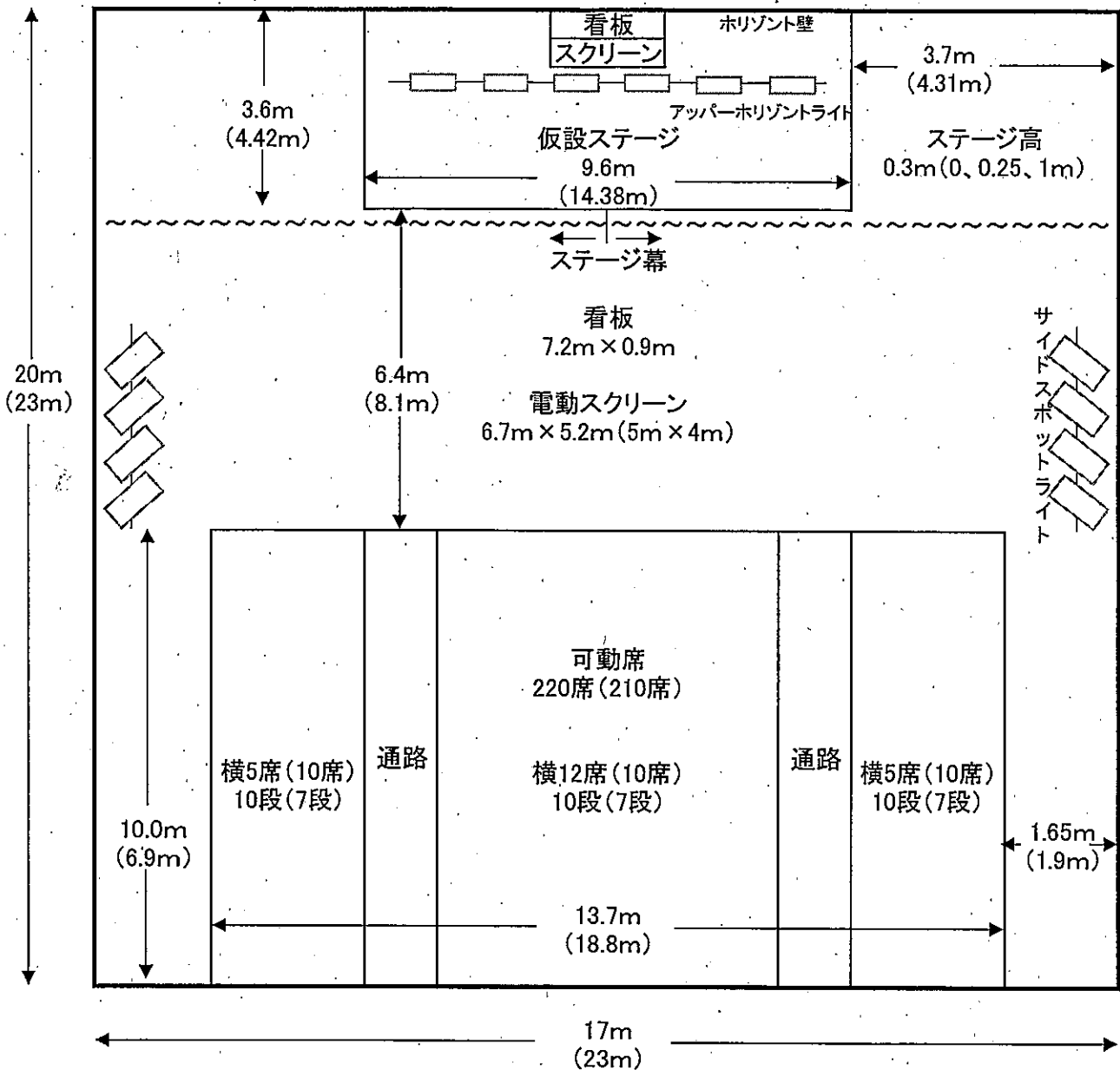
【2階】



16 栃尾地域
図書館

交流拠点施設 大ホール見取図

()は、産業交流センター「てまりホール」のサイズ



- ◎附属設備
 可動席 220席
 椅子 100席
 仮設ステージ(2.4m x 1.2m x 0.3) 12台
 演台
 花台
 司会者台
 会議用テーブル 50台
 据付プロジェクター
 電動スクリーン300インチ
 看板
 音響反射板 7台
 グランドピアノ
 平台

- ◎照明設備
 サイドスポットライト 4台 x 2
 アッパー水平トライト 6台

- ◎音響設備

交流拠点施設(仮称)床面積、設備等一覧表

1階

室名	面積(m ²)	広さの類似施設
大ホール	340.53	おりなすてまりホールのステージを除く面積
(+ホワイエ)	(434.33)	
ホワイエ1 (14.43×6.5)	93.8	おりなす 会議室1(99m ²)
控室1	15.32	市民会館 第1楽屋(18m ²)
控室2	15.46	市民会館 第1楽屋(18m ²)
小ホール	175.92	市民会館 小ホール(182m ²)
小ホール(1/2)	87.96	文化センター 和室(89m ²)
音楽スタジオ	28.75	
会議室	257.16	市民会館 ホワイエ(245m ²)
会議室(2/3)	171.44	市民会館 小ホール(182m ²)
会議室(1/3)	85.72	文化センター 和室(89m ²)
キッチンスタジオ	85.32	文化センター 和室(89m ²)
準備室	19.11	
コミュニティルーム	90.4	文化センター 和室(89m ²)
交流ルーム	162.25	市民会館 宴会場(152m ²)
屋根付き広場	196.6	文化センター 大会議室(194m ²)

2階

和室A	63.65	市民会館 松・竹の間
和室B	127.92	
和室B(1/2)	63.81	市民会館 松・竹の間

栃尾地域コミュニティ活動団体登録(変更)申請書

令和 年 月 日

とちおコミュニティセンター長 様

(フリガナ)

申請団体

団体名

次のとおり団体登録を申請(変更)します。

代表者	氏名	フリガナ
	住所	〒
	電話番号	
連絡先	氏名	フリガナ
	住所	〒
	電話番号	
	mail	
会の目的		
活動内容		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

裏面もあります

(コミセン記入欄)

決裁	センター長	係	受付	処理欄	起案日	. . .
					決裁日	. . .
					受付番号	
栃尾地域コミュニティ活動団体登録番号						

活動日	①週 回(第 1・2・3・4 の 曜日 / 毎週 曜日) ②月 回(第 1・2・3・4 の 曜日) ③その他()
活動時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
団体構成員	名 (男性 名・女性 名)
会費 (任意)	(入会金 円)
	①月額 円 ②年額 円 ③特に定まってない ④なし

留意事項

栃尾地域コミュニティ活動団体に登録された場合は、コミュニティ活動推進のため、団体情報等を
とちおコミセンホームページやコミセンだよりに公開することがあります。

団体情報等を公開することに 同意します 同意しません
※どちらかを選択し、✓をつけてください。

会員の新規加入者募集のための団体情報公開を希望する場合は、下記の情報も記入してください。

会員募集の時期	<input type="checkbox"/> いつでも入会可 <input type="checkbox"/> 決まっている()
新規加入の条件(資格など)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※「有」の場合は、①新規加入の条件②活動成果の公開内容(内容、開催時期など)について記入してください。	

長岡市公共施設予約システムに登録している団体は「利用者ID」を記入してください。(左詰めで記入)									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<添付資料>

- ① 会員名簿
- ② 会則(任意)
- ③ 活動実績書(任意)

※記載事項に変更がある場合は、ご連絡ください。

<使用条件>

栃尾地域コミュニティ活動団体は、地域の活動のために交流拠点施設「トチオーレ」を以下の条件で使用する場合、使用料免除になります。

- ・地域のコミュニティ活動のために5人以上で施設を使用すること。
- ・営利・営業目的、布教活動、反社会的ではないこと。
- ・公職選挙法第129条の規定による期間(選挙運動期間)以外の選挙活動でないこと。

会 員 名 簿

団体名: _____

NO.	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

トチオーレ5月分と6月分の予約手順フロー

①(利用者)

2/1及び3/1 午前9時～
 栃尾支所 地域振興課へ電話する
 (☎52-5815)

※注意事項

- ・電話以外の受付はできません。支所へ来場はおやめください。
- ・9時には電話をかけても時間まで担当に転送できないため、時間を守ってください。
- ・電話が込み合って、通じにくいことが想定されますので、ご了承願います。

②(利用者)

地域振興課職員に「トチオーレ」の使用申込みであることを伝える

※注意事項

- ・電話はトチオーレ予約専用電話ではありません。必ず、「トチオーレ」の使用申込みであることを告げて、担当を呼び出してください。

③

地域振興課職員が『予約担当に替わります』と言って電話を転送します

※注意事項

- ・電話が込み合って保留状態が長く続くことが想定されますので、ご了承願います。

④(利用者)

トチオーレの予約担当に、以下の内容を伝える
 <内容>
 1. 団体名 2. 連絡先
 3. 使用したい日時 4. 部屋名
 5. 利用人数

※注意事項

- ・この電話では、申込み内容の聞き取りのみ行います。
- ・職員が受付順を確定させ、「2. 連絡先」へ申込み結果をお知らせします。
 ※不在等の場合は次の方の予約へ移行し、その後再度ご連絡します。
- ・申込みは先着順のため、希望どおり予約ができない場合場あります。第2希望、第3希望をあらかじめお考えください。

⑤

地域振興課職員から利用者へ申込み結果を電話でお知らせ
 ※午前中にご連絡します

⑥

希望の内容で申込みが取れた場合
 ↓
 申込み確定

希望の内容がすでに予約済の場合
 ↓
 第2希望(第3希望)を伝える

⑦

希望の内容で申込みが取れた場合
 ↓
 申込み確定

※注意事項

- ・日時等が重複し、申込みが確定しない場合は団体等で日程等を検討していただき、再度ご連絡ください。

⑧

後日文書で申込み内容を通知

令和4年度 栃尾地域交流拠点施設「トチオーレ」施設使用希望計画書

(所属・団体名)

(担当者氏名)

(連絡先)

*本枠内(決定期日)は、記入しないでください。

月	日	曜	第1希望日	第2希望日	決定期日	新規・継続	使用目的 (行事等の正式名称を記入して ください)	使用場所(該当する個所に○を記入)															参加予定人数	備考								
								1階					2階																			
			月	日	曜			大ホール	ホワイエ1	小ホール1	小ホール2	音楽スタジオ	会議室1	会議室2	会議室3	キッチンスタジオ	コミュニティルーム	交流ルーム	屋根付き広場	交流広場	和室A	和室B1	和室B2									
						新規・継続																										
						新規・継続																										
						新規・継続																										
						新規・継続																										
						新規・継続																										
						新規・継続																										
						新規・継続																										
						新規・継続																										

提出期限:令和4年1月21日(金曜日)

○注意事項

調査要項をよく確認のうえ、記入してください。

資料4

記入例

令和4年度 栃尾地域交流拠点施設「トチオーレ」施設使用希望計画書

(所属・団体名)

(担当者氏名)

(連絡先)

*太枠内(決定期日)は、記入しないでください。

月	日	曜日	第1希望日	第2希望日	決定期日	新規・継続	使用目的 (行事等の正式名称を記入してください)	使用場所(該当する個所に○を記入)													備考
								1階			2階							使用時間 ※準備、撤収の時間を含む	参加予定人数		
			大ホール	ホワイエ1	小ホール1	小ホール2	音楽スタジオ	会議室1	会議室2	会議室3	キッチンスタジオ	コミュニケーションルーム	交流ルーム	屋根付き広場	交流広場	和室A	和室B1			和室B2	
5	20	金	5/27	金	曜日	新規・継続	(仮)健康に関する講演会 【準備】	○	○										13:00 ~ 18:00	30	会議室でも可能
5	21	土	5/28	土	曜日	新規・継続	(仮)健康に関する講演会	○	○										9:00 ~ 12:00	200	会議室でも可能
6	10	金	-	-	曜日	新規・継続	関東甲信越○○大会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:00 ~ 12:00	200	ストリート라운ジの使用希望

・予約は1時間単位です。
・準備と撤収の時間を含まず。
・開館時間外は原則、貸し出しません。
(開館時間外の準備、片付けはできません。)

新規イベントと継続イベントの別を記入ください。
市民会館、文化センターで行っていたものは、継続とします。

第2希望まで申請できます。
第2希望が無い場合は、「-」を記入してください。

備考欄に記載する内容
・他の使用場所でも開催可能な場合は、その部屋名称
・表中以外の場所の使用を希望する場合は

提出期限: 令和4年1月21日(金曜日)

○注意事項

・調査要項をよく確認のうえ、記入してください。

令和4年度 栃尾地域交流拠点施設「トチオーレ」 施設使用計画調査要項

1 趣旨

「トチオーレ」の円滑な利用計画作成に役立てるとともに、施設の効率的な運営を図るもの。

2 調査の対象及び対象となる事業

- (1) 各課（所）で所管する市主催・共催及び市と関わりの深い実行委員会等の主催で、1,000人以上の参加者が見込まれるイベント等
- (2) 全国や県内各地から広く誘客が見込まれるイベント等
- (3) 著名人等との出演交渉などスケジュール調整が必要なイベント等
- (4) トチオーレ全館または屋根付き広場（半屋外空間）等と中央公園を一体として利用するイベント等

※上記対象以外のイベント等については、一般利用（市民、市民団体等）の申込開始と同様、利用日の3か月前の月の初日から受付となります。

3 調査の方法

「令和4年度 栃尾地域交流拠点施設「トチオーレ」施設使用希望計画書（別紙1.）によります。

4 調査の対象期間

令和4年5月10日（火）～令和5年3月31日（金）

5 調査及び内定のスケジュール

- (1) 「施設使用希望計画書（別紙1）」 提出締切日 令和4年1月21日（金）
- (2) 調整結果通知 令和4年1月31日（予定）

6 利用調整の基準

同一施設、同一期日・期間に利用希望が重複するときは、下記の基準によって調整を行い、利用内定いたします。

(1) 使用規模での優先順位

- ①全国 ⇒ ②ブロック（北信越、中部、東日本等） ⇒ ③県 ⇒ ④中越地区
⇒ ⑤市内 ⇒ ⑥団体（関係者）のみの利用

(2) 使用目的での優先順位

①事業、イベント、交流会 ⇒ ②講演会、集会 ⇒ ③その他

7 その他

(1) 今回の調査対象となるイベント・行事については、調整後においても空室がある場合、随時利用申込みを受付ます。

(2) 一般利用（市民、市民団体等）申込開始は、利用日の3か月前の月の1日から（休館日の場合は翌日から）受付を開始します。

※公共施設予約システムの利用は、一般利用申込開始日の翌日から受付を開始（システムの稼働は令和4年4月から）。

例：7/19の申込みをする場合＝4/1から（予約システムは4/2から）

(3) 要望の集約後、会場変更をお願いする際は別途ご連絡させていただきます。

【トチオーレの基本情報】

開館時間：火～土曜日 午前9時～午後9時30分

日曜日・祝日 午後7時まで

※準備、片付け時間を含む。

※イベントの前日準備等で施設を占有する必要がある場合は、

午後9時30分までの会場確保を行ってください。

休館日：毎週月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、翌日以降の休日でない日）

12月29日から翌年の1月3日までの日

長岡市公共施設予約システム利用者登録申請書

資料 5

長岡市長 磯田 達伸 様

私たち団体は、別紙の「長岡市公共施設予約システム利用規約」に同意のうえ、次のとおり利用者登録を申請します。

※【必須】項目は必ず記入してください。

申請日	令和 年 月 日	申請区分	新規・施設追加・変更・廃止
利用施設 【必須】	<input type="checkbox"/> 体育館・体育施設 <input type="checkbox"/> サンライフ長岡 <input type="checkbox"/> みしま交流センター <input type="checkbox"/> まちなかキャンパス長岡 <input type="checkbox"/> アオーレ長岡 <input type="checkbox"/> みしま会館 <input type="checkbox"/> トキと自然の学習館 <input type="checkbox"/> 社会福祉センター <input type="checkbox"/> トチオーレ		
	<input type="checkbox"/> 中央公民館 <input type="checkbox"/> 川口公民館 <input type="checkbox"/> 中央図書館		
} 施設窓口で直接手続きが必要です。			
団体名 【必須】	(フリガナ)		
団体の活動内容 【必須】			
代表者氏名 【必須】	(フリガナ)		
代表者住所 【必須】	〒 -		
利用内容 【必須】			
申請者	氏名 【必須】	(フリガナ)	
	住所 【必須】	〒 -	電話番号 【必須】 (自宅) (携帯電話) (会社等)
	メールアドレス		

※注：記号（- / 等）は、はっきり記入してください。数字のゼロは0、英字のオーはOと記入してください。

初期パスワード【必須】 (英数字4桁)		利用者ID	
------------------------	--	-------	--

※注：利用者IDは、変更・廃止の場合のみ記入してください。

※以下は記入しないでください。

登録年月日	令和 年 月 日	登録受付施設
申請者確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()	
主管課連絡	<input type="checkbox"/> スポーツ振興課 <input type="checkbox"/> 産業立地課 <input type="checkbox"/> 中央公民館 <input type="checkbox"/> 中央図書館 <input type="checkbox"/> 三島支所地域振興課 <input type="checkbox"/> まちなかキャンパス長岡 <input type="checkbox"/> 市民協働課 <input type="checkbox"/> 川口支所地域振興課 <input type="checkbox"/> 中之島支所地域振興課 <input type="checkbox"/> 環境政策課 <input type="checkbox"/> 福祉総務課 <input type="checkbox"/> 栃尾支所地域振興課	

長岡市公共施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、長岡市公共施設予約システム（以下「本システム」という。）を利用して、長岡市（以下「市」という。）の所有する公共施設（以下「施設」という。）の予約等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の予約等の手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供します。

2 本システムの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(利用者登録の申請)

第3条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、長岡市公共施設予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」という。）を利用する施設の窓口へ提出するものとします。

2 登録申請書の提出に必要な書類等は、各施設にて定めるものとします。

(利用者登録証の発行と取扱い)

第4条 施設管理者は、前条により提出のあった申請内容の審査を行い、利用者として承認する場合は、長岡市公共施設予約システム利用者登録証（以下「利用者登録証」という。）を発行します。

2 利用者は、施設管理者が発行した利用者登録証を次の各号に注意して取り扱うものとします。

- (1) 紛失、盗難等のないよう利用者登録証を適切に管理してください。
- (2) 利用者登録証は、登録した利用者以外は使用できません。また、利用者登録証は、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

(利用者ID・パスワード)

第5条 施設管理者は、利用者登録証の発行とともに、利用者IDとパスワードを本システムに登録します。

2 本システム登録後、利用者は、利用者IDとパスワードを本システムに入力することで、施設の予約等の手続を行うことができます。

3 本システム登録後は、利用者においてパスワードの変更が可能となるので、利用者は本システムの利用を開始する前に必ず初期パスワードの変更を行ってください。

4 利用者は、パスワードの変更を施設管理者に通知する必要はありません。

(利用者ID・パスワードの取扱い)

第6条 利用者は、利用者ID及びパスワードについて、次の各号に注意して取り扱うこととし、利用者の責任において厳重に管理するものとします。

- (1) 利用者ID及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
 - (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
 - (3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。
 - (4) パスワードを亡失した場合は、速やかに利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。
- 2 施設管理者は、前項により厳重に管理された利用者ID及びパスワードにより行われた手続について、登録した利用者により行われたものとみなします。

(利用者登録の取消)

第7条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を取り消すものとします。

- (1) 虚偽の申請により利用者登録がなされた場合
- (2) 施設の管理に関する条例等又は本規約に重大な違反をした場合
- (3) 事情により利用者が施設を利用できなくなった場合
- (4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
- (5) 本システムの運営を故意に破壊又は妨害をした場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が利用者として不相当と認めた場合

(利用者登録の変更)

第8条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更内容が確認できる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録証の亡失、盗難)

第9条 利用者は、利用者登録証を亡失し、又は盗難にあったときは、直ちにその旨を利用する施設に連絡するものとします。

(利用者登録証の再発行)

第10条 利用者は、利用者登録証を亡失等したときは、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録証の再発行を受けることができます。

(利用者登録期間)

第11条 施設管理者が利用者として承認した日を登録日とし、登録期間については、各施設にて定めるものとします。

(利用者登録の廃止)

第12条 利用者は、本システムを利用しなくなった場合、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を施設の窓口へ提出し、登録廃止の手続きを行うものとします。

(施設規則等の遵守)

第13条 施設の利用及び料金の支払い手続き等は、利用する施設の関係規則等に従うこととします。

(禁止事項)

第14条 本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 施設の利用目的以外で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (4) 他人の利用者ID、パスワードを不正に使用すること。
- (5) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

2 施設管理者は、本システムの利用に対して、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかでない場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者登録の取消や本システムの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、施設管理者は、長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）に基づき、その管理に十分な注意を払うものとします。

(免責事項)

第16条 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

2 市は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負いません。

3 利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災地変その他市の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第17条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 市は、本規約を変更した場合は、本システムに変更後の規約を掲載することとします。

3 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(その他)

第18条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。

附則

この規約は、平成20年1月15日から適用します。